

令和5年3月29日

真鶴町長 松本 一彦 殿

真鶴町総合計画審議会
会長 松野 司



真鶴町総合計画審議会から計画履行に対するの提言について(通知)

本日開催された真鶴町総合計画実施計画(令和5年度)の実施計画立案されたものについて審議した際に、計画内容に直接影響を及ぼすものではないものの、執行部に対し計画履行にあたっての意見がでましたので、答申をするにあたり併せて以下のとおり提言をします。

1 町民が成果を実感できる事業への取り組み

第5次真鶴町総合計画実施計画(令和5年度)の計画内容も重要だが、事業の成果が町民をはじめ対象の方々を実感できるよう取組みを実施し、計画内容が着実に履行されるように努めること。

2 必要に応じた計画の変更

計画の履行にあたっては、計画を中心に考えながらも、社会環境や情勢の変化、併せてそれらに連動する町民ニーズの動向といったものを正確にとらえるよう努め、期間中であっても柔軟な対応を行うこと。

ただし、計画と差異が生じた場合は、特に事後評価時に「なぜ対応に変化が生じたか」、「これらの変化が適切な内容であったか」といった点を当事者が十分に認識している必要もあるため、分析と根拠立てをしておくこと。

3 柔軟で適切な目標管理

総合計画は8年、前期計画は4年、実施計画は1年となっていることから、それぞれの計画の進捗状態を町全体、担当部署、担当者も随時意識したうえ、やむを得ない遅滞が生じた場合においても、進行管理によって巻き返しができるようにすること。

4 町民への周知と評価

審議会にて答申した結果については、なるべく町民の方々にも伝わるような方法を検討し、よりよい評価ができるようつなげていく努力をすること。

5 重点プロジェクトの枠組み及び評価の見直し

最重要課題に取り組む4つの重点プロジェクトは庁内各課の横断的な連携によるものであり、個別事業の評価を積み上げただけでは適切な評価が困難である。現計画のフォーマットに固執することなく、重点プロジェクトごとに独自の枠組みや評価指標を設定し、町の最重要課題の解決に向けた道筋を明確にする必要がある。その結果、重点プロジェクトに位置付けられる事業等が時宜を得ていない等の場合は、当該事業を除外もし

くは新たな事業を組み込むといった機動的な対応を検討されたい。



2・3・5に関わることとして、近年、社会情勢や技術革新など環境の変化が著しい中であって、8年間という総合計画の期間はやや長いと考えられる。大きな枠組みはそのままとしても実施計画（1年）、前期・後期計画（各4年）の段階で、各事業の適切な評価に基づく必要な取捨選択をしていくことが肝要である。

以上